

1. 議事日程（第3日目）

（平成19年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成20年9月29日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- （1）認定第 3号 平成19年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- （2）認定第 4号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- （3）認定第 5号 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	亀 岡 等	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（19名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	田 丸 孝 二	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	高 杉 和 義

高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内 壮
向原支所長	南部政美	市民生活部長	廣政 克行
市民生活部経営管理担当	毛利幹夫	税務課長	山本 数博
税務課主査(収納グループM)	野村政彦	税務課主査(収納グループ)	近末 訓
高齢者福祉課長(地域包括支援センター長)	沖野和明	高齢者福祉課主幹(高齢者福祉GL)	神岡 眞信
高齢者福祉課主査(介護保険グループGL)	中谷文彦	保健医療課長	久保 ヒトミ
保健医療課主査(保健医療グループGL)	俵 秀樹		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局長	光下正則	主査	児玉竹丸
主任	國岡浩祐		

~~~~~  
午前10時00分 開議

川角委員長 それでは、皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席委員は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

審査に入るまでに、先日の税務の担当課のほうへ藤井委員のほうから質問があった点が未回答になっておりましたので、ここで答弁を求めたいと思います。

山本税務課長。

山本税務課長 おはようございます。

先日、藤井議員さんから御質問がありました外国人の滞納の人数、金額はどうかという質問がありました。把握しておりませんでしたので、当日調査いたしまして数字が出ましたので、報告させていただきます。

一般税で47名、金額が207万8,900円であります。国保税で34名、金額が523万660円であります。合計で金額は730万9,560円になろうと思えます。実人数で言いましたら66名となります。以上です。

川角委員長 それでは、答弁を終わります。

それでは、本日の審査日程は、お手元に配付のとおり、前回に引き続いて、市民生活部所管の決算のうち国保会計を除く特別会計決算3件の審査を行います。

それでは、認定第3号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

久保保健医療課長。

久保保健医療課長 それでは、老人保健特別会計について御説明いたします。

決算書の181、182ページのほうをお願いいたします。それでは、主なものといたしまして、1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金といたしまして社会保険診療報酬支払基金から現年分として26億7,584万6,000円、交付率は総医療費の50%でございます。2目審査支払い手数料交付金、1節現年度分といたしまして2,032万9,000円、補助率は100%でございます。

2款国庫支出金、1目医療費負担金といたしまして現年度分16億735万8,450円、これは総医療費の約33%の補助であります。過年度分5,750万5,318円は平成18年度分の精算分として収入しております。

次に、3款県支出金、1目医療費負担金といたしまして現年度分4億278万4,138円、これは総医療費の約8.3%の補助であり、過年度分910万1,204円は平成18年度分の精算分でございます。

次に、4款繰入金、1目一般会計繰入金として4億4,125万4,000円、これは特別会計へ安芸高田市の一般会計からの繰入金でございます。総医療費の約8.4%と対象外経費であります。

次に、183、184ページをお願いいたします。6款雑入、3項1目第三者納付金44万4,179円、国保連合会からの第三者、旧町3件分の納付金でございます。以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出につきまして、主要施策の成果に関する説明書のほうをお願いいたします。

200ページとなっております。老人保健加入状況でございますが、加入者数6,579人であり、そのうち国民健康保険加入者が82.5%、残り17.5%が政府管掌保険あるいは組合健康保険等でございます。対前年比97.1%となっております。

次に、表に老人医療費の推移を示しております。一部負担金を含む総医療費は57億1,319万8,261円、1人当たり年間医療費が86万8,399円であり、対前年比0.5%の増となっております。費用額におきましては対前年比97.6%となっております。費用額の内訳について、入院、入院外等、比率を表に示しておりますので、ごらんください。今年度4月から後期高齢者医療制度が施行されておりますが、今後とも生活習慣病予防対策等を実施いたしまして健康づくり事業を充実してまいりたいと考えております。

以上で特別会計の説明を終わります。

川角委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了をいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

説明員の交代を願います。

~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは、休憩を解いて再会いたします。

続いて、認定第4号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

それでは、介護保険特別会計につきまして決算書及び主要施策の成果に関する説明書により御説明をいたします。

歳入につきましては、決算書で説明をさせていただきます。

決算書の199、200ページをお願いいたします。1款の保険料につきましては、平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画期間中の保険料の基準額を月額4,400円とし、保険財政を運営しています。県内

の加重平均は月額4,444円で、ほぼ県内平均の水準となっております。保険料のうち1節の現年度分特別徴収保険料は、65歳以上の高齢者の保険料のうち年金から天引きをさせていただいております保険料です。収入額5億372万3,976円で、未還付金が備考欄にありますように72万5,908円となっております。2節の現年度分普通徴収保険料は年金天引き以外の方の保険料で、収入額3,295万4円で、収入未済額364万7,484円となっております。なお、収入額には、備考欄にございますように未還付金が2万6,504円含まれております。3節の滞納繰越分普通徴収保険料は、調定額が712万4,220円、収入額が124万1,381円、保険料2年の時効に伴います不納欠損額を237万6,096円行いまして、差し引き収入未済額350万6,743円です。19年度の収納率は、現年度分の特徴が100%、現年度分の普徴が90.03%、滞納繰越分の普徴が17.42%、保険料合計で98.26%になります。収納率は近年ほぼ横ばいで維持をしております。保険料の徴収につきましては今後とも努力をしてみたいと考えております。

なお、保険料未納者に対します給付制限等の措置でございますが、年度末現在、償還払い化、つまり一たん費用全額を本人に支払っていただきまして、後から保険給付分をお返しする償還払いを1件、給付率、原則9割でございますが、7割へ減額しているケースが6件の措置を行っております。

2款の使用料及び手数料のうち2節事業所指定手数料は地域密着型サービス事業所の指定手数料でございます。

続きまして、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金は、各目ごとに介護給付費、地域支援事業の介護予防事業費、包括的支援事業、任意事業などに対します国、県支払基金の負担分でございます。なお、支払基金交付金は40歳から64歳までの第2号被保険者分の保険料でございます。

次のページ、201ページ、202ページをお願いいたします。6款の財産収入は、介護給付費準備基金の利息でございます。8款の繰入金、2項の一般会計繰入金、次のページ、203ページ、204ページにまたがりませんが、各目ごとに保険給付費あるいは地域支援事業費、総務費等の事務費に対する市負担部分としての繰入金でございます。

203ページ、204ページの9款の繰越金につきましては、平成18年度からの繰越金でございます。

10款諸収入のうち、次のページ、205、206ページにございます3目の雑入につきましては、情報提供におけるコピー代でございます。

続きまして、歳出でございますが、歳出の初めのほうは引き続き決算書で説明をさせていただきたいと思っております。

決算書の207ページ、208ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は介護保険の一般事務費でございます。こちらに繰越事業費がございますが、繰越事業費は後期高齢者医療制度発足に伴います介護保険システム改修費を18年度から繰り越したものでござ

ざいます。一般管理費の主なものは、介護保険の運営に要します職員人件費、そして介護保険制度改正に伴いますシステム改修などの委託料など一般管理に要する費用でございます。2項の徴収費は介護保険料の徴収に必要な経費の決算でございます。3項の介護認定審査会費、1目介護認定審査会費は介護認定審査会の運営に必要な経費でございます。主なものといたしましては、審査会委員さんの報酬の決算でございます。2目の認定調査等費は要介護認定に要する経費で、主なものといたしましては、非常勤特別職であります認定調査員の報酬と主治医の意見書の作成委託料及び市内のケアマネ事業所への認定調査の委託料でございます。

次のページからの保険給付費と地域支援事業費につきましては、主要施策におきまして説明をさせていただきたいと思っております。

主要施策のほうの201ページをお願いいたします。実施内容の欄でございますが、(1)第1号被保険者の状況でございますが、年度末現在で第1号被保険者1万758名で保険を運営しております。(2)認定の状況でございますが、19年度末現在2,370人の認定者がございます。

次のページ、202ページをお願いいたします。(4)受給者の状況の表をごらんください。アの居宅介護(介護予防)サービス受給者数につきましては、年度末現在で1,311名が在宅でサービスを受けておられます。また要支援1から要介護1までの軽度者が減少いたしまして、要介護2から要介護5までの中度、重度者の在宅サービスが増加をしております。新規の入所施設の整備がなく、中度、重度の高齢者の在宅介護者がふえているものと分析をしております。

イの地域密着型(介護予防)サービス受給者数は、認知症高齢者のグループホームの入所を中心に57名の方が利用されております。

ウの施設介護サービス受給者数は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所者で、全体では500名程度の水準を過去3年間維持しておりますが、若干19年度は利用が伸びております。

203ページでございますが、203ページは保険給付の状況でございます。居宅介護サービス、要介護と認定された方が利用される在宅サービスにつきましては、平成18年度の制度改正によりまして給付費が減少しております。しかし、こちらの中の下から2番目でございます特定施設入居者生活介護、有料老人ホームや養護老人ホームの入所者が利用される介護サービスにつきましては、入所者の増加や養護老人ホームの制度改正に伴いまして給付費が増加をしております。

次の介護予防サービス、要支援と認定された方が利用される在宅サービスにつきましては、平成18年の制度改正に伴いまして給付費が大幅に増加をしております。地域密着型サービス、認知症高齢者のグループホームや小規模多機能型居宅介護などにつきましては、新設事業所の指定により給付費が増加をいたしました。施設介護サービス費につきましては、利用者の若干の増加により18年度対比では給付費も増加をいたしております。

次に、204ページをお願いいたします。イの高額介護サービス費につきましても、施設利用者の若干の伸びにより19年度は18年度に比べましてサービス費も伸びております。

次に、このページの下の方でございますが、2の地域支援事業ですが、平成18年度の介護保険制度改正によりまして新たに取り組んだものでございます。(1)のア、特定高齢者把握事業におきましては、延べ467名の方を健診等によりまして特定高齢者ということを把握をいたしております。イの通所型介護予防事業でございますが、このうち延べ396名の方に通所型の介護予防事業を利用していただきました。

205ページでございますが、(2)介護予防一般高齢者施策におきましては、介護予防の普及啓発といたしまして、アの介護予防講座、イの地域組織のリーダー育成、ウの地域住民グループ支援としての市内ふれあいサロン97団体に対しまして開催実績に応じまして助成をいたし、エの生きがいデイサービスといたしましては市内延べ8,276人にサービスを実施し、オの介護予防教室といたしまして38団体に対しまして集団指導を実施しております。

次の206ページをお願いいたします。包括的支援事業といたしましては、(4)総合相談事業では、ウの欄、在宅介護支援センター事業といたしまして、地域包括支援センターの地域の相談窓口であります6つの在宅介護センターに相談業務を委託し、(5)権利擁護事業、(6)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施しております。(7)の任意事業といたしましては、207ページ、(ア)家族介護者教室を各在宅介護支援センターに委託し8回開催し、(イ)の家族介護用品支給事業、(ウ)の徘徊高齢者家族支援サービス、そして一番下でございます家族介護手当、そして208ページの一番上でございますが、配食サービス、寝具類乾燥消毒サービス、訪問理美容サービス、日常生活用具の給付事業、外出支援サービス、緊急通報体制等整備事業を実施しております。

申しわけございませんが、最後に、決算書にまた戻っていただいて221、222をお願いいたします。221ページの一番上でございますが、5款の基金積立金の介護給付費準備基金積立金といたしまして1億557万6,565円の積み立てを行いました。6款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金、1目の第1号被保険者保険料還付金は高齢者の保険料についての過年度還付金です。2目の償還金は、平成18年度分介護給付費の決算に基づく国、県への返還金でございます。今後とも高齢者の在宅生活を支援するため適切な介護サービスを提供していくよう保険を運営していきたいと考えております。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

川角委員長

以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

杉原委員。

杉原委員 ちょっと聞き落とした点もありますので、お尋ねしてみたいと思います。

決算書の歳入の200ページですが、不納欠損額と歳入未済額ですね、これについてちょっともう一回、不納欠損額になったのがどういう理由で何名あるのか、収入未済額が何名でこれだけあるのか、ひとつ説明願います。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 失礼いたしました。説明を落としておりました。不納欠損額237万6,096円の内訳でございますが、92名分、そして978期分になります。そしてこの要因、内訳でございますが、死亡によるものが11人、転出、住所不明によるものが7名、そして低収入による生活困窮によると考えられるものが55名、その他介護保険制度等への不理解等が19名の内訳でございます。

未収額につきまして、続いて御説明をさせていただきたいと思っております。未収額364万7,484円の内訳でございますが、人数につきましては128名分でございます。理由につきましては、現在資料を持ってきておりませんが、基本的には不納欠損額の率によるものというふうに考えております。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

杉原委員。

杉原委員 理由を聞かせてもらったんですが、やっぱり対象者を取り巻く家族とか親戚とか、いろいろなものがあると思うんですね。そこらあたりの対応とかいうのはどのようになっておりますか。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 例といたしまして、介護申請をされまして、本人さんが未納額がありまして、いろんな制限を受けるような例が発生しております。介護保険料につきましては、納付義務が本人さんか、もしくはその家族の世帯主さんというふうな納付義務者になっておりまして、なかなか家族以外の係累のほうへ求めていくことが難しい状況でございます。未納が発生して給付制限が発生すると予測される未納月数になった場合、前もってこちらのほうから、このままの状況では給付制限が発生するというふうな通知は出させていただいております。それによって今、理解を得ているような状況でございます。

いずれにいたしましても、納付義務があるということ、またそうした措置があるということをお聞きになって、そのまま介護サービス費が不利益になるということがあってはなりませんので、十分に今後ともご本人さんに御理解をいただいて納付の勧奨をしていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

川角委員長 答弁は終わります。

ほかにございせんか。

山根委員。

山根委員 主要施策の成果に関する説明書の207ページです。地域支援事業の中で家族介護用品の支給事業が平成18年は200名、平成19年度に関しては242名と利用が上がってます。そのほかにも次のページの日常生活用具給付事業など、18年から19年度に関してはぐっと利用が上がってますけれども、これは何か利用についての説明とか情報を流されたのか、そして利用者の方から、その利用についての枠をもっと広げてほしいという声も伺っております。そういう点についてどうお考えなのか、お聞かせください。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 家族介護用品の支給事業の18年から19年への、また17年から18年への伸びでございますが、こちらにつきましては、18年の10月に所得要件を外しまして受けやすくさせていただいた経過がございますので、平成18年に対前年で大きく伸びた結果となっております。また19年へ伸びたことでございますが、制度が市民の方に普及をしてきた結果、あるいは在宅の中度、重度者がふえてきた結果であろうというふうに考えております。

208ページの日常生活用具の給付事業が平成18年から、また平成19年へ大きく伸びております。これにつきましては、日常生活用具の中に高齢者の住宅の火災警報器がございまして、消防法の改正に伴います火災予防条例の改正によりまして、高齢者宅で火災警報器をつけられる方がふえてきているというふうな状況であるというふうに理解をしております。

各制度のサービスの広報につきましては、家族介護用品につきましては、制度改正を行ったときに該当をされる方へすべて通知をさせていただいて制度の周知を図っておるという状況でございます。また日常生活用具につきましても、広報紙等を活用させていただきまして広報を行っております。また安芸高田市内のケアマネージャーさんとも制度についての連絡を行いまして、ケアマネージャーさんの力をおかりして制度の普及を図っているところでございます。以上でございます。

川角委員長 続けて。

沖野高齢者福祉課長 もう1点、家族介護用品の利用の枠の拡大につきましての市民の方の御要望ということでございますが、さまざまなケースで市の担当課のほうにも利用の枠の拡大の要望が来ております。真に在宅で暮らしておられる高齢者の方のお役に立てばよろしいことで、全体的な枠を見ながら柔軟に考えていきたいというふうには考えております。また個々のケースによりまして具体的な対応のほうは考えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

川角委員長 以上で答弁は終わります。

ほかにございますか。

今村委員。

今村委員 窓口相談のことについて2点ほどお伺いをいたします。

主要施策の中で206ページに高齢者の実態把握事業として、心身の状況及び家族状況の実態を把握したというふうに総括をされておりますが、調査数は減少しているにもかかわらず、実態把握から具体的な施策展開へはどういったような形でそのことを生かされようとしているのか、同じく在宅介護支援センターの相談窓口で相談やサービスの利用調整を行ったとございますが、どういったような形でこのことが具体的に事業に反映されているのか、そこら辺についてのことの説明をお願いいたします。

川角委員長 以上ですか。

今村委員 はい。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 まず206ページの高齢者の実態把握事業でございますが、こちらのほうは、なかなか公的な介護の制度に乗っていただけない、あるいは相談に来ていただけない高齢者の実態を把握に出向くという事業でございます。こちらのほうで平成19年度の数字が減っておりますが、これは18年度の制度改正の関係もございまして、総合健診で特定高齢者、介護に陥る直前的高齢者を探すという制度改正がございまして、特定健診によって支援が必要な高齢者を探す仕組みがもう一つできたことによりまず数字の減少でございます。

こちらの具体的な施策の展開でございますが、具体的には、個々個別のケースの御相談、支援が必要なケースの把握ということで、把握しました高齢者を閉じこもりを防止するために通所事業へお誘いをしたり、あるいは中には施設への入所が適切な高齢者の方もおられますので、入所申し込みに結びつけたり、こういう形で個別のケースとして対応させていただいております。

続きまして、在宅介護支援センター事業でございますが、安芸高田市の地域包括も吉田町に1カ所ということで、各町域には担当を張りつけておりますが、なかなか全体を把握するのが困難ということで、以前の制度にございました在宅介護支援センターに地域の相談業務を行っていただいております。これも相談業務といたしましては、介護保険の該当者につきましてはそれぞれケアマネージャーがついておりますので問題はございませんが、把握事業と同じように、まだサービスに結びつかれておられない高齢者の相談に対応していただいで地域包括へつないでいただいたり、そういうことで在宅のまだサービスを受けておられない支援が必要な高齢者をサービスに結びつける、その一翼を担っていただいております。以上でございます。

川角委員長 答弁は終わります。よろしいですか。

ほかにございますか。

金行委員。

金 行 委 員 1点お聞きします。

介護保険の見直しで介護予防支援事業というものを19年はかなり予算化して、それから決算も出とるんですが、この予防事業費とか介護予防支援事業等々の決算書に出とるこれは介護見直しで要支援の1、2へ回った方の予防をなささいというあれでしょうが、その点、事業費がそれだけ出とっての、ちょっと言われたかと思うんですが、その進みぐあいです、事業費に対して介護のほうへ行く率が多いんか、それともそこでとどまるとるかというところを担当課長把握されとると思うんですが、そこらを1点お聞かせください。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 金行委員さんがおっしゃいますように、平成18年の制度改正によりまして大きく介護から介護予防のほうへ決算が動いております。203ページの表で見させていただきますと、203ページの表の介護（介護予防）サービス給付費ですが、一番上の居宅介護サービス費、これが要介護1から要介護5までの方が在宅で使われるサービス給付費ですが、17年から比べますと、17、18、19ということだんだん減っております。これが18年の制度改正で要介護の1の方が要支援の2と要介護の1に分かれて支援のほうへ回られた方がかなりおられます。その関係で介護予防サービス費が18年から19年へと大きく動いてきております。

また、先ほどの地域支援事業で特定高齢者施策あるいは一般高齢者施策と言いまして、認定を受けるまでに介護予防を積んで認定を受けることのないようにするという事業が新たに展開をされましたが、進捗状況でございますが、1つは、はっきりとしたデータを現在出していないのが現実でございます、担当課長としての見ている考え方でお話をさせていただきますと、在宅の軽度者は現実的に減少している現実があります。ある程度、特定高齢者、一般高齢者施策の展開によりまして認定数が抑えられておるものと、そういうふうには好意的に理解をしたいというふうには考えております。しかし、一たん介護状態が中度になられますと、だんだんと進んでいかれるのが実態でございますので、なかなか国が思うような介護予防を行って重度化をとめると、これが地域でできているかという、まだまだできていない部分もあろうかというふうには考えております。県のほうに評価の方法を少し勉強させていただきまして、来年度に向けまして評価の実態をつかんでいきたいというふうには考えております。以上でございます。

川角委員長 答弁を終わります。よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

今 村 委 員 歳出の関係で、18年度と比較して基金積み立てが大きくふえておりま

す。これがこの事業における適正な金額として考えられておるのか、あるいは今後の運用においてこの基金積み立てについてどのようにお考えなのか、その点についてお伺いをいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 今、基金積み立ての御質問を受けました。19年度、基金のほうを1億円余り積み立ていただきました。19年度末で基金が約1億5,000万に上っているという、こうした実態がございます。保険料で生まれる基金でございます。介護保険の保険料は3年間でとんとんとなるように保険料設定を行っております。その中ですべてが第3期で発生したわけではございませんが、1億5,000万ぐらいに及ぶ基金が発生しておるという状況は、数字だけ見れば保険料設定が少し高かったという現実がございます。これは全国的な傾向でございます。国全体で見ても介護保険の基金がこの3年間で大きく膨らんでおる状況がございます。先ほど申しましたように、保険料は3年間で全部使い切るというのが原則でございますので、残っておる基金につきましては、次の3年間で使っていくというのが、原則として第4期の事業計画のほうを考えていく方向が正しいのであろうというふうに考えております。以上でございます。

川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

それでは、続いて、認定第5号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 それでは、介護サービス特別会計につきまして、こちらのほうは決算書で説明をさせていただきたいと思っております。

決算書の229ページ、230ページをお願いいたします。歳入の229、230ページでございますが、1款のサービス収入、介護予防サービス計画費収入は、要支援1、2の認定者のケアプランを作成、管理します介護報酬でございます。月額管理費4,000円が基準となっております。

2款の繰入金、一般会計繰越金につきましては、一般会計からの事業費繰り入れでございます。

3款の繰越金につきましては、平成18年度からの繰越金です。

続いて、歳出を次のページ、231、232ページをお願いいたします。1款総務費の一般管理費は、ケアプランを作成する職員人件費でございます。

2款のサービス事業費の介護予防支援事業費は、要支援1、2の認定者のケアプランを作成、管理する事業経費です。主なものは、ケアプラン

を作成します非常勤職員であります介護予防支援専門員の報酬とケアプランを外部の居宅介護支援事業所に委託をしております委託料になります。

3款の諸支出金の一般会計繰出金は、平成18年度の決算に伴いまして繰り越した部分を一般会計へ返還したものでございます。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

川角委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木委員。

明木委員 お聞きします。先ほどの介護保険特別会計と介護サービス特別会計、全国的にこれを別々にやっているとというのはどれくらいの割合があるのか、また一緒にしてるのはどれくらいあるのか、お伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 明木委員さんの介護保険特別会計と介護サービス特別会計を一緒にしている団体あるいは別々にしている団体という御質問でございますが、国のほうから特別会計を設置するときに指導を受けた部分といたしましては、介護サービスという特別会計は保険勘定とは別に別の会計を設置をして行いなさいという指導を国のほうから受けております。それによりまして事業所としての勘定という意味で介護サービスの特別会計を設置をさせていただきました。それ以降、申しわけございません、今、直営の居宅介護支援事業所を持っておる保険者が会計をどうしておるかという全国集計の数字は持っておりませんので、少し県のほうへ問い合わせを行って、きょうちょっと出ないと思いますので、またの機会に御報告をさせていただければというふうに思っております。以上です。

川角委員長 答弁を終わります。

続いて、明木委員。

明木委員 ぜひそのあたりをチェックしていただいて、それを行うことによって総務費等が削減できてくるというふうに考えられますので、検討するようにしていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど言われましたように、もしその辺の調査がわかれば、どういう形でもいいんで、また報告をいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 経費の削減につきましては、特別会計を設置いたしましても、市全体の考え方の中で削減を進めていきたいというふうに思っております。

また、特別会計の設置状況につきましては、県あるいは国に問い合わせまして、全体状況を把握して報告を別の機会にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

川角委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもって、本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会をいたします。

次回は、あす30日10時に再開いたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~

午前10時53分 散会